

南三陸町介護予防・日常生活支援総合事業

訪問型サービス（独自）サービスコード表

令和4年10月1日～

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合算単位数	算定単位
種類	項目				
A2	1111 訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問型サービス費（独自）（Ⅰ）	事業対象者・要支援1・2（週1回程度）	1,176 単位	1,176 1月につき
A2	2111 訪問型独自サービスⅠ日割		事業対象者・要支援1・2（週1回程度）	39 単位	39 1日につき
A2	1211 訪問型独自サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費（独自）（Ⅱ）	事業対象者・要支援1・2（週2回程度）	2,349 単位	2,349 1月につき
A2	2211 訪問型独自サービスⅡ日割		事業対象者・要支援1・2（週2回程度）	77 単位	77 1日につき
A2	1321 訪問型独自サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費（独自）（Ⅲ）	事業対象者・要支援2（週2回を超える程度）	3,727 単位	3,727 1月につき
A2	2321 訪問型独自サービスⅢ日割		事業対象者・要支援2（週2回を超える程度）	123 単位	123 1日につき
A2	2411 訪問型独自サービスⅣ	ニ 訪問型サービス費（独自）（Ⅳ）	事業対象者・要支援1・2（週1回程度）	268 単位	268 1回につき
A2	2511 訪問型独自サービスⅤ	ホ 訪問型サービス費（独自）（Ⅴ）	事業対象者・要支援1・2（週2回程度）	272 単位	272 1回につき
A2	2621 訪問型独自サービスⅥ	ヘ 訪問型サービス費（独自）（Ⅵ）	事業対象者・要支援2（週2回を超える程度）	287 単位	287 1回につき
A2	1411 訪問型独自短時間サービス	訪問型サービス費ト（独自）（短時間サービス）	事業対象者・要支援1・2（20分未満）	167 単位	167 1回につき
A2	6001 訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10 % 減算	1月につき
A2	8000 訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15 % 加算		1月につき
A2	8001 訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15 % 加算		1日につき
A2	8002 訪問型独自サービス特別地域加算回数		所定単位数の 15 % 加算		1回につき
A2	8100 訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10 % 加算		1月につき
A2	8101 訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10 % 加算		1日につき
A2	8102 訪問型独自サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の 10 % 加算		1回につき
A2	8110 訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5 % 加算		1月につき
A2	8111 訪問型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5 % 加算		1日につき
A2	8112 訪問型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の 5 % 加算		1回につき
A2	4001 訪問型独自サービス初回加算	チ 初回加算	200単位加算		200
A2	4003 訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100単位加算	100
A2	4002 訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅱ		(2) 生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200単位加算	200
A2	6269 訪問型独自サービス待遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員待遇改善加算	(1) 介護職員待遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 137/1000 加算	
A2	6270 訪問型独自サービス待遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員待遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の 100/1000 加算	
A2	6271 訪問型独自サービス待遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員待遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の 55/1000 加算	
A2	6278 訪問型独自サービス特定待遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員特定待遇改善加算	(1) 介護職員等特定待遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 63/1000 加算	
A2	6279 訪問型独自サービス特定待遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員等特定待遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の 42/1000 加算	
A2	6281 訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	ヲ 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の 11/1000 加算		1月につき

・水色 ⇒ 新設 　・黄色又は赤字 ⇒ 変更 　・灰色 ⇒ 廃止